

○中国地方整備局告示第六十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月十八日

中国地方整備局長 杉中 洋一

第1 起業者の名称 鳥取県

第2 事業の種類 一般国道 179 号改築工事（はわいバイパス・鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字背戸地内から同町田後字堀地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字背戸、字新田、字西屋敷、字前更、字二ノ堀及び字堀地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

「一般国道 179 号改築工事（はわいバイパス）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、鳥取県東伯郡湯梨浜町田後字二ノ大河下地内の田後西交差点から同町はわい長瀬字高浜地内のはわいインターチェンジまでの延長 2.51km の区間を全体計画区間（以下「本件区間」という。）とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道 179 号改築工事」（以下、「本体工事」という。）は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法第 3 条第 4 号に掲げる市町村道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体工事の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従前の機能を維持するための付替工事は、法第 3 条第 5 号に掲げる地方公共団体又は土地改良区が設置する農業用道路、用水路及び排水路に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件区間は、道路法第 13 条第 1 項の指定区間外の区間であり、また、起業者である鳥取県は同法第 74 条の規定による認可に代えて、本件事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条の規定による交付決定を受けている

ことのほか、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ていることなどから、起業者は、これを遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 179 号（以下「本路線」という。）は、兵庫県姫路市を起点とし、岡山県津山市を經由して、鳥取県東伯郡湯梨浜町に至る延長約 154km の主要幹線道路である。

鳥取県内における本路線は、山陰地方における大動脈である山陰道と本路線との接続部が位置する沿岸部の湯梨浜町、鳥取県中部の中心都市であり県立美術館が開館したばかりの倉吉市、ラドン温泉で有名な三朝温泉が位置し岡山県境に接する三朝町を南北に結ぶ幹線道路として、鳥取県中部地域の物流や観光を支えるとともに、住民の暮らしを支える生活道路として通勤・通学などに幅広く利用されている。

しかしながら、鳥取県東伯郡湯梨浜町田後地内の田後西交差点から同町久留地内の湯梨浜町役場入口交差点までの約 1,800m の区間（以下「現道」という。）は、地域内交通と通過交通が輻輳しており、路肩幅員が狭く歩道幅員も狭小なうえ、切り下げが多く歩行者同士のすれ違いが困難な区間が存在するなど、車両の安全かつ円滑な交通及び歩行者・自転車の安全な通行が十分に確保されていない状況にある。

また、現道のうち湯梨浜町田後地内の田後西交差点からはわい温泉入口交差点までの区間は、商業施設や金融機関等が立地している状況の中で 5 箇所の信号交差点が連続していることから、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生している。令和 6 年 11 月に起業者が実施した渋滞長調査によると、午前のピーク時には、はわい温泉入口交差点を先頭に上り線（西方向）で最大渋滞長 370m、最大通過時間約 4 分、午後のピーク時には、田後東交差点を先頭に下り線（東方向）で最大渋滞長 380m、最大通過時間約 4 分がそれぞれ確認されている。

さらに、はわい温泉入口交差点から終点側に向かって約 600m にわたり、歩道幅員が道路構造令の最小値を下回り、かつ沿道施設進入のために 11 箇所の切り下げが設けられているなど平坦性に乏しい区間が存在し、現道において交通事故が多数発生している一因と考えられる。

本件事業の完成により、現道における通過交通等を本件区間が担うことから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて任意による環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音及び振動については、いずれも法令に定められた基準等

を満足するとされている。

また、上記調査によると、本件事業の施行区域内及びその周辺の土地において、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として指定されているヒメビシ、準絶滅危惧として指定されているミズマツバ、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 51 号）」により希少野生動植物に指定され「レッドデータブックとっとり 2022」（以下、「県 RDB」という。）により絶滅危惧Ⅱ類に指定されているセキショウモのほか、県 RDB に掲載されるが情報不足とされているフサモの一種が確認されている。本件事業がこれらの種に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生育環境が広く残されることなどから、影響はない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で、特別な措置を講ずべき重要種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所確認されているが、湯梨浜町教育委員会と協議のうえ、試掘調査を行ったところ、埋蔵文化財は存在せず、工事実施には支障がない旨の回答を得ている。今後、現地において未知の埋蔵文化財が確認された場合は、湯梨浜町教育委員会と協議し、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第 3 種第 2 級の規格に基づく 2 車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、令和元年 9 月 13 日に都市計画決定され、令和 4 年 11 月 15 日に変更決定された都市計画と、路肩等の幅員及び交差点形状を除き基本的内容については整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、できるだけ早期にその緩和を図るとともに、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者の安全な通行を確保する必要があると

認められる。

また、鳥取県中部の 1 市 4 町の首長や議長等で構成する中部地区行政振興協議会等から、本件事業の早期完成を強く要望されている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 鳥取県東伯郡湯梨浜町役場